

# 社会福祉法人慶明会 介護福祉士実務者研修（通信課程）

## 学則

### 第1条 事業者の名称・所在地

社会福祉法人慶明会

〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地

### 第2条 研修の目的

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術の修得及び確固たる倫理観を醸成することによって、医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

### 第3条 研修事業の名称及び位置

社会福祉法人慶明会 介護福祉士実務者研修

〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357 番地

### 第4条 研修会場

ケアハウス サン・グラン

〒880-1111 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字明久 357

### 第5条 養成課程及び修業年限

前条の目的達成の為に、介護福祉士実務者研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

- 2 研修は、通信主体の課程とし、一部面接授業等を含むものとする。
- 3 修業年限は、原則として開講日から修了日までの6ヶ月とする。但し、有資格者（介護職員初任者研修修了者・訪問介護員研修1級修了者・訪問介護員研修2級修了者・訪問介護員研修3級修了者・介護職員基礎研修修了者）については、受講期間短縮適用にて1ヶ月以上とする。

※○は免除科目

受講者別履修科目							
カリキュラム	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員 研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	

社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	①
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	①
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50						②
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は別途要演習

① 認知症実践者研修（実務者研修受講時間数：420 時間）

② 咳痰吸引等研修（実務者研修受講時間数：400 時間）

## 第6条 履修方法

通信授業（※）は、各々テキストで学んだ後、定められた期間内に於いて、課題を提出し、合格しなければならない。面接授業及び医療的ケア演習は、本校が指定する会場にて実施する。

「介護過程Ⅲ」を 45 時間、「医療的ケア演習」を 16 時間、合計 61 時間を受講することとする。欠席は認めない。生徒は、学修内容に関する相談や質疑等がある場合、質問表や電子メールによって行うことが出来る。

※e ラーニングシステム：生徒が職場や自宅などでパソコン、スマートフォン、タブレットを使用しながら、どこでも自由に学習出来るシステム。

## 第7条 学年・学級・定員

1 学年 1 学級とし、その定員は 48 名とする。

## 第 8 条 休業日

土曜日・日曜日・祝日（「介護過程Ⅲ」及び「医療的ケア演習」実施日を除く）

## 第 9 条 入所時期

4 月の年 1 回とする。

## 第 10 条 入所資格

本校の面接授業及び医療的ケア演習への通学が可能な者であって、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

## 第 11 条 入所者の選考

入所者の選考は、入所申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき決定する。但し、定員に達した時点に於いて申込受付は終了とする。尚、e ラーニングシステムを用いる為、インターネットを使用出来る環境にない者の入所は許可しない。

## 第 12 条 入所手続

入所手続は、履歴書、誓約書、本人であることを証明出来る書類（免許証の写し等）を以つて行い、介護に関する研修（介護職員初任者研修、訪問介護員研修 1 級、訪問介護員研修 2 級、訪問介護員研修 3 級、介護職員基礎研修に限る。）を修了している場合は、修了証明書の写しを添付して行うものとする。

## 第 13 条 退学・休学・復学

退学の申し出があった場合は、面接相談の上、本校の許可を得るものとする。但し、その場合、授業料は返還しない。

- 2 生徒が疾病や修業先の業務の事情等止むを得ない理由により継続して就学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本校の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が復学しようとする時は、復学願を提出し、本校の許可を得るものとする。

## 第 14 条 学習の評価及び過程修了の認定

学習の評価は、各科目別に用意された課題を解き、70 点以上を合格とする。不合格の場合は、新たな課題を合格するまで解き続ける。各教員は、生徒ごとの進捗状況の確認や学習履歴、苦手科目などの情報を一元管理しながら、学習指導を行う。尚、生徒からの質問等に関しては各科目の担当教員が対応する。

- 2 面接授業は、介護過程Ⅲの最後に考査の時間を設け、60点以上を合格とする。医療的ケア演習は、それぞれの演習内容を5回以上ずつ行い、担当教員が指導評価する。
- 3 各科目の出席時間数が養成指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定を認めない。

## 第15条 授業料

授業料は、入所志願者のこれまでの介護に関する研修の修了状況に応じて次の通りとし、授業料を指定期日までに指定口座に振り込む（振込手数料は本人負担）か、本校まで持参するものとする。

有資格等	授業料
既研修未受講者	98,000円
介護職員初任者研修	88,800円
訪問介護員1級	54,000円
訪問介護員2級	88,800円
訪問介護員3級	93,800円
介護職員基礎研修	28,000円

- 2 授業料は、税込み及びテキスト代込みとする。

※テキストは、株式会社日本医療企画の「実務者研修テキスト」を使用する。

- 3 既に納入された授業料については、原則として返還しない。

## 第16条 補講

面接授業及び医療的ケア演習を欠席した場合は、有料にて補講を行うか、次回の研修で該当科目に出席、合格の上、修了とする。但し、時間単位での補講は行わない。

- 2 有料にて補講を受ける場合には、1回5,000円とし、補講当日迄に、現金にて納入するものとする。

## 第17条 教職員の組織

本校に、次の教職員を配置する。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員（教務主任） 1名以上
- (3) 介護過程Ⅲ担当教員 2名以上
- (4) 医療的ケア担当教員 2名以上
- (5) 事務職員 1名以上

## 第 18 条 賞罰

生徒が次の各号に該当した場合は、懲戒処分を行うことがある。懲戒は、訓告及び退学とする。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

## 第 19 条 募集方法

新聞等への掲載、チラシの配布、ホームページによる広報等

## 第 20 条 解約条件及び返金の有無

開講日を含む 5 日前迄に解約の申し出があった場合についてのみ、振込手数料及びテキスト代を除く金額を返金するものとする。

## 第 21 条 個人情報の取扱い

本校が得た情報は、本研修以外には利用しないこととする。但し、本研修で使用する場合は、社会福祉法人慶明会個人情報保護に関する方針に基づき、適切に対応するものとする。また、入所者についても同様とする。

## 第 22 条 情報の開示を行うホームページ URL

<https://www.keimeisw.or.jp/>

## 第 23 条 研修責任者の役職・氏名及び連絡先

理事長 原田 一道

0985-36-6464

## 第 24 条 研修担当者の役職・氏名及び連絡先

本部 事業推進課 課長 濱崎 正己

0985-36-6464

## 第 25 条 法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先

理事 鳥原 健一郎

0985-36-6464

## 第 26 条 その他研修に関する必要事項

- (1) 入所志願者が 5 名に満たない場合は、開講を中止とし、既申込者に対しては開講の 3 日前迄には連絡を行うものとする。尚、授業料納付済み者に対しては、振込手数料及びテキスト代を除く全額を返金する。
- (2) 修了証明書を亡失及び毀損した場合は、当法人の研修を修了したとする証明書の交付を行うものとするが、その際の交付に係る費用は 500 円とする。
- (3) 本学則において追加事項等がある場合は、研修責任者の承認を経て変更する。

#### 附則

本学則は、平成 31 年 2 月 26 日より施行する。

本学則は、令和元年 6 月 18 日より一部改正して施行する。

本学則は、令和 2 年 1 月 20 日より一部改正して施行する。

本学則は、令和 2 年 6 月 18 日より一部改正して施行する。

本学則は、令和 4 年 3 月 8 日より一部改正して施行する。